

第5号議案 会則の改定(現行)
改定箇所…下線部分

(費用)

第11条 この会の役員は無給とする。但し役員の業務処理に要する費用は支給する事ができる。

(会議)

第12条 会議は総会・役員会とする

(1) 会議は会長がこれを招集し、その議長となる。

(2) 必要に応じた役員会は会長が随時これを招集する。

(3) 会長事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(4) 会議は、会員の過半数(委任状を含む)をもって成立する。

※指定日までに委任状が返送なき場合は、議長一任とみなす。

(5) 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数の場合は議長が決する。

(6) この会の総会は、定時総会を年1回行う。

(7) 定時総会は、原則として6月に開催する。

(8) 定時総会は、何らかの不都合の為に、開催予定日に開催が出来ないことが判明した際には、会長もしくは副会長が役員を招集し、役員会を開催の上書面又は電磁において、提出議案の承認を会員に諮ることができる。

尚、この際書面電磁等の回答が、回答〆切日までに到着していない場合は、提出議案は承認されたものとする。

(総会付議事項)

第13条

総会には、次の事項を付議する。

(1) 事業報告および決算報告。

(2) 事業計画および収支予算。

(3) 会則の変更。

(4) 役員を選任

(5) その他重要な事項。

(事務局)

第14条

この会の円滑なる運営に関する包括的な事務を処理するために、

(株)はとバス本社内総務部に事務局を設置する。

住所：〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1 TEL：03-3761-8111

(会計)

第15条

(1) この会の運営に関する会計は、会員の会費及び寄付金及びその他の収入による。

(2) この会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日迄とする。

(3) この会の収支に関する予算・決算は、事務局が統括管理及び調整を行う。

(4) この会の決算は、監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

(5) この会の毎会計年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰越して使用することができる。

(会員の資格喪失)

第16条

(1) 入退会は自由とし、退会の場合は会費は返却しない。尚会員が払い込み期間をすぎても当該年度の会費を納入しない場合は会員の資格を喪失する。

(2) 会員は社会通念上の適正を欠く行為、並びに反はとバスの行為を行った時は、役員会で協議の上、その資格を喪失する。

(3) 前項の定めによって資格喪失となる場合は本人宛に連絡する。

(届出内容の変更)

第17条 会員は、「はとバスグループ鳩友会入会申込書」による届出内容に変更が生じた場合には、事務局宛に連絡するものとする。

(その他)

第18条 この会則に定めのない事項は役員会において決定する。

附則 この会則は、2008年7月1日から実施する。

この会則は、2010年8月27日付で改定し、実施する。

(省略)

この会則は、2018年6月25日付で改定し、実施する。

この会則は、2020年6月18日付で改定し、実施する。